

# 業務指示書

## モザンビーク国ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年1月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクターに係る調査業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／系統計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：系統計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：変電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モザンビーク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 火力発電/燃料計画】

- 1) 類似業務の経験：火力発電及び燃料計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
気象調査及び水利水文調査、地形・地質調査、EIAの実施補助、カウンターパートの出張旅費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MZN1 = 3.607 円, US\$1 = 120.48 円, EUR1 = 146.91 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/系統計画  
変電設備  
火力発電/燃料計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.71 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
モザンビーク国ナカラ回廊送配電網強化事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/系統計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 火力発電/燃料計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

モザンビークの電力系統は、南部系統と中・北部系統の2系統に分かれており、2012年の中・北部州の電化率は約14%と南部州（約50%）に比べて著しく低い状況にある。中・北部系統の中でも、天然資源や農業開発のポテンシャルを有するナカラ回廊地域（北部5州）の電力需要は、最大電力需要で2011年の160MWから、2021年には1,000MWへ急増することが見込まれている。一方で、電力供給設備については、現在同国最大の電源であるカオラバッサ水力発電所（出力2,075MW）が電力供給の大半を担っており、北部系統でも、政府や独立系発電事業者（IPP：Independent Power Producer）による電源開発が将来的に計画されてはいるものの、特にナンプラ州及びカーボデルガード州を中心とした電力需要地では、需要の伸びに供給が追いつかず、既に頻繁な停電が発生している。

モザンビーク政府は、2014年に電力マスタープランを改訂し、短中期的な対応として送配電網の強化を重点課題に位置付けている。北部系統については、カオラバッサ水力発電所が立地するテテ州からナンプラ州への主要送電線の強化を中国が支援することが検討されているものの、特に需要の伸びが見込まれるナンプラ市以東の送配電網は依然脆弱であると共に、変電施設の老朽化のために電力供給が不安定になっており、電力供給不足への喫緊の対応と併せて改善が求められている。

JICAは、2012年にモザンビークの「電力セクター情報収集・確認調査」を実施し、同セクターの全体像の把握に努めると共に、援助の重点地域としているナカラ回廊地域については「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」を実施し、同地域の総合的な開発マスタープランの策定を支援している。同マスタープランにおいても、同地域の電力の安定化、電力不足の改善は重要な課題として指摘されており、緊急の対応として、無償資金協力の実施を念頭に「ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査」を実施しているが、より包括的な対応として、「ナカラ回廊送配電網強化事業」（以下「本事業」という）による対応が求められている。なお、電源開発については「北部電源開発計画策定支援」を別途実施する予定である。

本件は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国無償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

ナカラ回廊送配電網強化事業

#### (2) 事業目的

ナカラ回廊地域の変電所の増強、送配電線の敷設、発電機の設置等を行うことにより、今後電力需要が着実に増加する同地域への電力供給が強化され、安定化する。

#### (3) 事業内容

- 1) 既存変電所の増強（Nampula 220, Nampula Central, Monapo, Nacala, Metoro）、220kV 送電線の敷設（Namialo-Metoro 間）、110kV 送電線の敷設（Namialo-Monapo

- 間) 配電線敷設 (Nacala 周辺)、30-40MW 級発電機の設置 (Nacala) 等  
2) コンサルティング・サービス (詳細設計、入札補助、施工監理等) の実施

(4) 対象地域

ナンプラ州及びカーボデルガード州

(5) 実施機関

モザンビーク電力公社 (EDM : Electricidade de Moçambique, E.P)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 電力セクター情報収集・確認調査 (2012 年度)
- 2) ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査 (実施中)
- 3) ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト (実施中)
- 4) 北部電源開発計画策定支援 (予定)

### 3. 業務の目的

本事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があることに留意し、モザンビーク側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 事業実施妥当性検証と事業対象の選定
- b) 調達・施工方法
- c) 事業費
- d) 事業実施機関の実施能力

- e) 操業・運営／維持・管理体制
- f) 運用・効果指標（温室効果ガスの削減効果含む）

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

### （３）本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について検討し、その結果を JICA に報告するとともに、活用可能性についてモザンビーク国関係機関とも十分に協議・調整を行うこととする。

### （４）既存調査結果等の有効活用

JICA による「モザンビーク国電力セクター情報収集・確認調査」、「モザンビーク国南部ガス火力発電所整備事業準備調査」、フランスによる支援で策定された「電力マスタープラン」や「Chimuara-Nacala Transmission Project Feasibility Study」等の既存の調査結果を十分に活用することとする。

また、JICA が実施中の「ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査」や、並行して実施予定の「北部電源開発計画策定支援」その他関連の調査の進捗を十分に踏まえ、調査の効率化を図ること。特に「北部電源開発計画策定支援」に本指示書に示す「6.（１）、（２）１）～２）」に関する全ての収集情報を共有すると共に、常に同支援との整合性が保たれるよう情報共有を図りながら本業務を実施することとする。

### （５）電力需給予測と系統解析

本業務では、本年改定された「電力マスタープラン」のレビューを行った上で、北部系統の系統解析を行う。需給予測については、向こう 10 年程度の北部系統について重点的に分析することとする。

### （６）環境社会配慮

モザンビークの EIA (Environmental Impact Assessment) 規定によると、発電所、送電線（電圧 110 kV で総延長 10 km 以上）整備を含む事業は、EIA レベルの調査および環境管理計画の作成が要求されており、本件も該当する可能性が高いため、本調査の結果が同計画の作成に活用できるよう配慮する。また、モザンビーク北部地域では、開発事業が社会・環境に与える影響に関し、市民社会が高い関心を有しているところ、この点に十分配慮した丁寧な調査・検討を行うこと。

なお、本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公開）（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ-B を想定している。

### （７）設計の精度

本業務では予備設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）までを実施する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析

調査報告書等の関連資料・情報や関連データを整理・分析・検討し調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップする。

#### 2) インセプション・レポートの作成、説明及び協議

上記1)の基本方針や、調査内容・スケジュール、ファイナル・レポートの目次案等で構成されるインセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保する。

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、モザンビーク側関係機関に対し、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項等を説明・協議し、基本的了解を得る。

### (2) 電力セクター概要及び今後の計画の確認

#### 1) モザンビークの電力セクター概要の確認

既存の資料や現地調査を通し、モザンビークの電力セクター概況を確認する。

##### ① 関連開発政策の確認

ア 電力政策の状況について

イ 本事業の政策上の位置づけについて

##### ② 電力セクターの現状と課題の確認

ア 電力需給状況について

イ 発電設備、送配電系統設備及びそれらの技術基準・標準設計について

##### ③ 他ドナー（新興国を含む）及び民間事業によるものを含む電力セクターの今後の計画の確認

ア 電力需給の予測について

イ 発電設備、送配電系統設備について

#### 2) ナカラ回廊地域ナンブラ市以東の電力需要地の電力系統設備の現状及び今後の計画の確認

既存の資料や現地調査を通し、ナカラ回廊地域ナンブラ市以東の電力需要地の電力系統設備の現状及び今後の計画の確認を行う。

##### ① 電力需給の現状及び予測分析

##### ② 電力供給設備の現状の確認

ア 発電設備について

イ 送電系統設備（送電線路、変電所、移動用変圧器等）について

ウ 配電系統設備（配電用変電所、配電線路、工事車両等）について

- ③ 電力供給設備の今後の計画の確認
  - ア 発電設備について
  - イ 送電系統設備（送電線路、変電所、移動用変圧器等）について
  - ウ 配電系統設備（配電用変電所、配電線路、工事車両等）について
- ④ 電力会社の概要の確認（組織面、財務面、技術面）
- ⑤ その他関連諸機関の組織概要の確認

（３） 新規・改修計画に伴う優先度の高い事業の検討及び提案

上記（２）１）２）の分析を踏まえ、新規・改修計画における優先度の高い事業の検討及び提案を行う。

- １） 円借款事業として実現可能性の高い事業の提案を行う。なお、それぞれの事業コンポーネントについては、円借款の入札図書として活用できる精度の仕様、数量を取り纏めること。

① 発電設備について

対象地域の短期的な電力需要の伸びを考慮し、特に緊急性の高いものについて検討を行う。将来的な自国産燃料の調達スケジュールを踏まえ、複数の代替案について、燃料調達・輸送コスト、維持管理費用を含めた発電コストの検討を行うこと。

② 送電系統設備について

北部系統の電源開発計画、ナカラ回廊地域の電力需要想定、潮流解析の結果を踏まえ、送電線路、変電所（変圧器、遮断器、SCADA）、移動用変圧器等について検討を行う。

（先行して実施予定の無償資金協力の事業内容を十分に踏まえること。）

③ 配電系統設備について

配電線路、配電用変電所設備、工事車両等について検討を行う。

- ２） 提案事業における本邦技術の活用可能性と優位性、他国の関連技術との比較検討を行う。

（４） 優先度の高い事業に係る F/S (Feasibility Study) の実施

上記（３）にて提案のあった優先度の高い事業について、下記項目を中心に F/S を実施する。

- １） 事業概要（妥当性）の確認（対象地域の経済・社会状況の把握含む。）
- ２） 事業実施スケジュールの作成（詳細は後述 10）－ 1 のとおり。）
- ３） 事業費積算（全体事業費及び円借款対象事業費）実施（詳細は後述 10）－ 2 のとおり。）
- ４） 事業効果（運用効果指標、定性的効果、定量的効果（FIRR：財務的内部収益率、EIRR：経済的内部収益率））の確認、（詳細は後述 10）－ 3 のとおり）
- ５） 事業実施方法・実施体制・運営維持管理体制の検討
  - ① 本事業の実施方法の策定（詳細は後述 10）－ 4 のとおり）
  - ② 本事業の調達・施工体制に係る提案と、調達・支払い手続きの確認
  - ③ 本事業の運営・維持管理体制の概要と改善点の提案（詳細は後述 10）－ 5 のとおり）
- ６） コンサルティング・サービスの提案（詳細は後述 10）－ 6 のとおり）
- ７） 本事業実施にあたってのリスクの把握と対応策の提案（リスク管理シートの

作成)

- 8) 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策・モニタリング計画案の作成と簡易住民移転計画案等の作成(詳細は後述10) - 7のとおり)
- 9) モザンビーク側関係者に対する関連本邦技術の紹介等を目的とした研修の計画及び実施

調査期間中に関連本邦技術の紹介等を目的とした現場視察を含む本邦研修(受け入れ人数は5人程度、研修期間は移動日を含め1週間程度)を計画・実施する。研修に関しては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」(2014年4月)に準拠することを基本とする。なお、本費用は見積もりに含める。

#### 10) 各項目の詳細

##### 10) - 1 事業実施スケジュール

上記(4)2)の実施スケジュールの作成にあたっては、事業実施方法の検討を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャート(JICAの様式に基づく)を作成する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む)を示した上で、スケジュールの妥当性を検証する。

##### 10) - 2 本事業の概略事業費の概算

上記(4)3)の事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

###### ① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、記載しない。

ア 本体事業費

イ 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ 本体事業費に関する予備費

エ 建中金利

オ コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

カ その他1(融資非適格項目)

a. 用地補償等

b. 関税・税金

c. 事業実施者の一般管理費

キ. その他2

a. 完成後の委託保守費

b. 初期運転資金

c. 移転地整備にかかる費用

d. 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

e. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

###### ② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間



の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、了承を取ることとする。

⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。具体的項目は下記の通り。

ア 最適計画の策定

- a. 施工方法に係る最適化
- b. 施工技術に係る最適化
- c. 契約方式に係る最適化

イ 適正な工期設定

10) - 3 本事業の効果

上記(4)4)の調査項目実施にあたっては、以下の内容を含むこととする。本事業を(a)定量的効果、(b)定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量指標(運用・効果指標)を選定してモザンビーク側関係機関に提示、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データを入手した上で指標項目及びその目標値についてモザンビーク側関係機関と協議し、ベースライン値と事業完成2年後を目途に目標値を設定する。目標値設定に当たっては、目標値の根拠及び値の妥当性についてもモザンビーク国側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留意事項についても整理してモザンビーク側関係機関に提示し、意見を求め、整理する。

また、定量的指標として受益者数、内部収益率(EIRR、FIRR)を算出すること。内部収益率の算出にあたっては、計算の基となる費用及び便益について、モザンビーク側関係機関と、費用・便益項目、値(金額)、値の算出根拠を協議の上、将来的な資機材価格の変動、為替リスク等を踏まえた感度分析も行った上で内部収益率を算出する。

なお、本事業については、定量的指標(運用・効果指標)として、①変圧器設備稼働率、②送電線設備稼働率、③送電損失低減量への便益、④温室効果ガスの削減効果等を想定している。また、経済的費用の算定にあたっては、変換係数の調査を行うこととし、費用算定の根拠を確認できる内容とすること。

10) - 4 本事業実施方針の策定

上記(4)5)①の調査項目実施にあたっては、以下の内容を含むこととする。

- ① 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方について

は、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

ア モザンビークにおける類似事業の調達事情

- a. 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- b. 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
- c. 現地施工業者の一般事情（実績、所要する建設機材等）
- d. 鋼材、セメント等必要な資材及び機材の調達事情 等

イ 入札方法、契約条件の設定

- a. 契約約款、契約条件初頭の設定の基本方針 等

ウ 施工業者の選定方針

- a. PQ: Pre-Qualification 条件の設定
- b. LCB: Local Competitive Bid の採否
- c. 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- d. 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限 等

エ 契約マネジメント

- a. 施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

- ② 施工管理中の安全対策について留意点を検討・整理する。その際モザンビークの関連法律・基準を確認すると共に、モザンビーク関係機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行う。

10) - 5 事業実施・運営維持管理体制

上記(4)5)③の調査項目実施にあたっては、以下の内容を含むこととする。

① 事業実施体制

モザンビークで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ア 事業実施体制の確認 (PMU: Project Management Unit の設立等)
- イ 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- ウ 実施機関の財政・予算状況
- エ 実施機関の技術水準
- オ 実施機関の当該類似事業実施の経験

② 維持・管理体制

電力供給施設の運営・維持管理は従来、EDM が実施しており、既存施設も EDM が施設の維持管理を行っている。本事業実施により送変配電施設を整備した後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ア 維持・管理体制の確認
- イ 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- ウ 維持・管理機関の財政・予算状況
- エ 維持・管理機関の技術水準

## オ 維持・管理機関の実績

### 10) -6 コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記(4)6)の調査項目実施に当たっては、以下の内容を含むこととする。

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札支援、施工監理等)の内容(TOR案)とその規模(M/M)について、コストブレイクダウンを提案する。TORには、詳細な業務内容、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」(2012年4月)に基づく必要な記載事項等を含める。

### 10) -7 環境社会配慮に係る調査の実施

上記(4)8)の調査項目実施にあたっては、以下の内容を含むこととする。

- ① 本事業は、JICA環境ガイドライン上、カテゴリ-Bに該当することが想定されるため、JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ-B案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、モザンビーク側関係機関等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
  - ア ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
  - イ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
    - a. 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、情報公開等)に関連する法令や基準等(JICA環境ガイドラインとの整合性を確認)
    - b. 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
  - ウ 上記状況確認等に基づくスコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)案の作成
  - エ 環境や社会に対する影響の予測・評価及びモニタリングに必要なデータの収集
  - オ 影響の予測・評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
  - カ 緩和策(回避・最小化・代償を含む)の検討
  - キ モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)案の作成支援
  - ク ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- ③ 本事業にあたっては、非自発的住民移転を伴う用地取得は必要ないことを想定しているものの、もしこれらが必要となった場合に、住民移転計画の作成、環境助言委員会への対応等が必要になる可能性があることから、本調査において、想定される住民移転の規模を把握しJICAと協議すること。
- ④ モザンビークにおける環境許認可制度と国家投資審査制度を踏まえ、我が国円借款として実施するために必要な環境等に係る許認可取得のスケジュールを検討する。

(5) レポートの作成、説明及び協議

各種レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、モザンビーク側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は4) ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画 等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）

2) インテリム・レポート

記載事項：基礎情報の整理、サイト状況調査、概略設計等の調査結果の中間報告、次期現地調査での検討事項 等

提出時期：調査開始2ヶ月以内を目処

部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処

部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するモザンビーク側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：和文10部、英文10部（製本）、CD-R5部

(2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の定める様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA 本部に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方実施機関等との各調査報告・説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA および本調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに JICA に提出すること。JICA モザンビーク事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料を JICA に提出すること。

- 2) 調査業務報告書  
JICA の定める規定により、業務従事月報を添付した月例の業務報告書を翌月 15 日までに JICA アフリカ部に提出する。
  - 3) 概略事業費詳細  
概略事業費の詳細を JICA に提出する。
  - 4) デジタル画像集  
本事業実施前と円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真を JICA へ提出する。
  - 5) 調達方法の留意事項  
上記 6 (6) に基づく「調達方法の留意事項」を JICA に提出する。
- (4) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項
- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
  - 2) 各調査報告書は、モザンビーク側関係機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
  - 3) 各調査報告書表紙裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
  - 4) 各調査報告書には、その内容を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果概要を 3～5 ページ程度にまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの冒頭に挿入すること。
  - 5) 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れすぎないように、適切なコストダウンを図ること。
  - 6) 報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と、例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫すること。
  - 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、ネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、適切な表現かつ読みやすいものとする。
  - 8) 報告書で引用した統計、資料、数値等については必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2015年2月中旬より業務を開始し、2015年4月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2015年7月中旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2015年10月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。現地業務の回数は3回を想定しているが、より適切な工程がある場合はプロポーザルにて提案すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 28.70 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、その理由と共にプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/系統計画 (2号)
- 2) 電力需要予測/系統解析
- 3) 土木
- 4) 変電設備 (3号)
- 5) 送電設備
- 6) 配電設備
- 7) 火力発電/燃料計画 (3号)
- 8) 環境社会配慮
- 9) 経済・財務分析
- 10) 施工・調達計画/積算

#### 3. 通訳、翻訳要員の配置

本業務には、通訳（ポルトガル語）を1名参加させることができる。ただし、経費は直接経費のみとする。また、通訳は団員とせず現地傭人で対応することも可とする。

#### 4. 現地再委託

第26.(4)に係る以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- (1) 気象調査及び水利・水文調査
- (2) 地形・地質調査
- (3) EIAの実施補助

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費は分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 5. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置及び現地調査への同行
- (2) 現地調査に係る立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援

## 6. 配布・貸与・参考資料

### (1) 貸与資料

- 1) モザンビーク政府作成資料（電カマスタープラン、関連調査報告書）
- 2) 「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト」ドラフト・ファイナル・レポート
- 3) モザンビーク国ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査第二次現地調査報告書（抜粋）

なお、貸与資料についてはアフリカ部アフリカ第三課（03-5226-8216 担当：左近充）まで問い合わせ願います。

### (2) 配布資料

- 1) 環境社会配慮カテゴリーB 案件報告書執筆執務要領
- 2) 協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）

### (3) 参考資料

- 1) 「電力セクター情報収集・確認調査」報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005131.html>

## 7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 8. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) カウンターパート（C/P）の出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及び事業終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P に支給することが出来る。これらに係る経費は分けて見積もること。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) 本事業の業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- 3) JICA が事前に承認していること
- 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること

### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上